

諮問第 3 号

下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

* * *

2 審査請求の年月日

令和2年5月12日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

督促状発行日 令和2年2月17日

金額 321,212円

納入事由 平成26年10月分から令和元年5月分までの下水道使用料

4 審査請求の理由

審査請求人宅では当初から浄化槽を使用しており、審査請求人宅を含む区域で公共下水道の供用が開始された際、審査請求人は浄化槽の使用を継続し、浄化槽の埋戻し工事等を行わないことを本市に伝えていたこと、審査請求人

は下水道使用料を支払うことに納得していないにもかかわらず、本市が一方的に請求していること等のため、本件処分は違法又は不当である。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 昭和54年、審査請求人は、現住居で居住を開始した。
- 2 平成5年9月24日、本市は、審査請求人宅を含む区域において、公共下水道の供用を開始した。
- 3 平成31年1月9日及び同年3月6日、本市は、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査し、公共下水道に接続されていることを確認した。
- 4 令和元年9月27日、本市は、審査請求人に対し、平成26年10月分から令和元年5月分までの下水道使用料321,212円の納入の通知に係る徴収に関する処分を行った。
- 5 令和2年2月17日、本市は、審査請求人に対し、下水道使用料の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 本事件は、審査請求人宅では当初から浄化槽を使用しており、審査請求人宅を含む区域で公共下水道の供用が開始された際、審査請求人は浄化槽の使用を継続し、浄化槽の埋戻し工事等を行わないことを本市に伝えていたこと、審査請求人は下水道使用料を支払うことに納得していないにもかかわらず、本市が一方的に請求していること等を理由として、本件処分の取消しを求めするため、審査請求がなされたものである。